

## 中能登町建設工事請負代金額の債権譲渡承諾に関する事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、建設工事の請負契約者（以下「請負者」という。）が、中能登町と請負契約を締結したことによって生じた権利のうち、中能登町財務規則（平成17年中能登町規則第28号）第155条及び中能登町建設工事標準請負契約約款（平成17年中能登町告示第60号。以下「契約約款」という。）第5条第1項に定める工事請負代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）を承諾する場合の取扱いについて定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 債権譲渡を承諾する対象となる工事は、次の各号の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 当該建設工事の出来形が原則として40パーセント以上であること。ただし、契約約款第34条第3項の規定に基づく中間前払金の支払を受けた工事の出来形は60パーセント以上であること。
- (2) 債権取立てについて、国、地方公共団体その他から差押え等の通告がなく、かつ、今後そのおそれがないこと。

### (債権譲渡の範囲)

第3条 債権譲渡の額は、当該請負代金額から既に支払をした前払金、中間前払金、部分払金及び当該請負工事契約により発生する中能登町の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。

ただし、請負契約が解除された場合においては、契約約款に定められた検査に合格し、引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払をした前払金、中間前払金、部分払金及び請負契約により発生する違約金等の中能登町の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 請負契約の内容に変更が生じた場合の譲渡される債権は、請負代金額の増減に連動して債権譲渡額も増減するものとする。
- 3 債権譲渡の承諾は、1請負契約について1回とし、流動資産担保融資保証制度との併用は、認めないものとする。

### (債権譲渡先)

第4条 流動資産担保融資保証制度に係る債権譲渡先は、株式会社北國銀行、株式会社北陸銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、のと共栄信用金庫、興能信用金庫、北陸労働金庫及び能登わかば農業協同組合とする。

- 2 地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡先は、石川県総合建設業協同組合及び株式会社建設経営サービスとする。

### (債権譲渡承諾願)

第5条 請負者が譲受人に債権譲渡しようとするときは、総務課に対して町長あてに、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾願（様式第1号） 3通
  - (2) 債権譲渡人、債権譲受人それぞれの印鑑証明 1通ずつ
  - (3) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人の承諾書 1通
- 2 町長は、前項の債権譲渡承諾願の提出があった日以降は、契約約款第34条第3項の規定に基づく中間前払金及び契約約款第37条の規定に基づく部分払を行わないものとする。ただし、債権譲渡を承諾しなかった場合はこの限りでない。

（債権譲渡の承諾）

第6条 町長は、前条第1項の債権譲渡承諾願の提出があったときは、実情を調査し、適当であると認めたときは、債権譲渡を承諾し、債権譲渡承諾通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- 2 前項において、債権譲渡を承諾した場合は、総務課長は債権譲渡整理簿（様式第3号）に当該工事を記載しなければならない。

- 3 町長は、前項において記載された承諾番号及び承諾年月日（確定日付）を債権譲渡承諾書に付して債権譲渡人及び債権譲受人にそれぞれ1通ずつ交付しなければならない。

（債権譲渡契約）

第7条 債権譲渡人及び債権譲受人は、債権譲渡契約を締結したときは、債権譲渡契約通知書（様式第4号）に債権譲渡契約書の写しを添えて、直ちに総務課に対して町長あてに通知しなければならない。

（債権譲渡整理簿等）

第8条 総務課長は、債権譲渡を承諾した請負契約の内容に変更が生じた場合は、債権譲渡整理簿に変更の内容を記載するものとする。

- 2 工事担当課長は、債権譲渡契約の通知があったときは、工事台帳にその旨を記載するものとする。

（債権譲渡の不承諾）

第9条 第5条に定める債権譲渡承諾願等の提出がない場合又は債権譲渡承諾願等の内容について確認ができない場合若しくは債権譲渡の承諾に不適切な事由がある場合には、債権譲渡の承諾を行わない。

- 2 前項の場合には、町長は、債権譲渡人及び債権譲受人に対し、速やかに、承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾通知書（様式第5号）を交付するものとする。

## 附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行することとし、国土交通省建設流通政策審議官通達「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号）が効力を失うまでの間に限り効力を有するものとする。